

東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第4項、第71条第7項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の大学院等の単位の修得)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により本学の工学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第5項、第71条第7項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の大学院等の単位の修得)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条第2項の規定により本学の工学府の博士後期課程、<u>農学府の4年制博士課程</u>又は生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日連規則第1号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。